

蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例第14条に規定するごみの散乱防止に関して著しい功績のあった者、団体等の顕彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2条 多年にわたりごみの減量、清掃等地域環境の美化活動に努めその実績が顕著な者、団体等を顕彰の対象とする。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

2 記念品は、市長が定める。

(顕彰の基準)

第4条 顕彰の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) ごみ減量推進活動に5年以上継続して参加した実績
- (2) 地域の清掃活動に5年以上継続して参加した実績
- (3) 530運動実践活動に5年以上継続して参加した実績
- (4) その他著しい功績と認められるもの

(顕彰の推薦)

第5条 市民は、前条の基準に該当する者、団体等があるときは、市長に対し顕彰の推薦をすることができる。この場合において、自薦を妨げない。

2 前項の推薦をしようとする者は、蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例顕彰推薦書（別記様式）にその経歴及び推薦理由を詳記して市長に提出するものとする。

(顕彰の決定)

第6条 市長は、顕彰の対象者を自ら選定するほか、前条により推薦された者の中から相当と認められる者を決定する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。